

打合記録

K-14-7

件名	駐車場非常電源設置基準
日時	平成3年10月28日
主旨	大規模駐車場における、非常電源設置基準を明確にする

番号	要件	処理
1	<p>消防法施行規則第12条4</p> <p>・非常電源は非常電源専用受電設備、自家発電設備または蓄電設備とする。 但し、特定防火対象物で延べ面積が1,000㎡以上のものにあつては、自家発電設備又は蓄電設備とする。</p>	
2	<p>横浜市火災予防条例第47条</p> <p>・次に掲げる防火対象物に設ける非常電源は、自家発電設備又は蓄電設備としなければならない。</p> <p>i) 地階を除く階数が11以上で延べ面積が3,000㎡以上のもの ii) 地階を除く階数が7以上11未満で延べ面積が6,000㎡以上のもの</p> <p>EX.</p> <p>青葉台駐車場新築工事(設計:東急設計コンサルタント)</p> <p>工事場所: 横浜市緑区 用途: 駐車場 構造: S造 規模: 地階7階、11,500㎡</p> <p>—COMMENT—</p> <p>防火対象物としては(10)項であり特定防火対象物とはならない。 従って、消防法上は専用受電設備でもかまわないが、条例にて自家発電設備を義務づけられたケースである。</p>	

